

第二次 身延町一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月

山梨県身延町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 策定の目的	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 位置付け	1
(3) 計画の対象区域	1
(4) 計画期間	1
第2章 町の概況	2
1. 町の現況	2
(1) 位置と地勢	2
(2) 面積 (H30年度身延町地域防災計画、国勢調査より)	2
(3) 人口と世帯数	3
(4) 産業の動向	4
第3章 ごみ処理基本計画	5
1. ごみ処理の現況と課題	5
(1) ごみの分別区分	5
(2) ごみの収集体制	6
(3) ごみ処理の体制	8
(4) ごみ排出量の実績	10
(5) ごみ処理の課題	12
2. ごみ処理計画の基本方針	13
(1) 基本的な考え方	13
(2) 基本目標	14
3. ごみの発生量と処理量の見込み	15
(1) ごみ発生量の見込み	15
(2) ごみの減量目標	16
4. ごみの減量化の方策	17
5. 適正処理のための収集運搬及び処理計画	18
(1) ごみ処理の広域化	18
(2) 収集運搬計画	18
6. その他ごみ処理に関する必要事項	18
(1) 災害廃棄物対策	18
(2) 不適正処理事案への対応	18

第4章 生活排水処理基本計画	19
1. 生活排水処理の現状	19
(1) 生活排水処理の状況	19
(2) 生活排水の処理体系と処理主体	20
2. し尿処理の現状	23
(1) し尿処理の収集・運搬の状況	23
(2) し尿の収集・運搬体制	23
(3) し尿処理施設の概要	24
3. 生活排水処理推進計画	25
(1) 基本目標	25
(2) 数値目標	26
4. し尿・浄化槽汚泥の処理計画	28
5. その他の取り組み	28

第1章 計画の概要

1. 策定の目的

(1) 策定の趣旨

私たちの便利で豊かな生活をさえてきた大量生産・大量消費型の社会は、同時に生活から生じる廃棄物をも増加させ、自然環境の破壊、地球温暖化、資源の枯渇など地球環境に負荷を与えてきました。今後は廃棄物の発生を抑制し、資源の循環利用の推進、持続可能な社会を形成していくことが重要な課題となってきています。

身延町（以下、本町という）は、町内で排出されるごみの処理及び生活排水処理における基本的な方針を示すものとして、「身延町一般廃棄物処理基本計画」（以下、本計画という）を策定することとしました。

(2) 位置付け

本計画は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」等の関連法令に準拠しつつ、本町の一般廃棄物処理行政の最上位計画に位置するものであり、本町における「ごみの処理及び処分」と「生活排水処理」に関する基本的な方向を示すものとします。

なお、本計画は「第二次身延町総合計画」等の上位計画や「第二次峡南衛生組合一般廃棄物基本計画」「第3次山梨県廃棄物総合計画」「山梨県ごみ処理広域化計画」等の関連計画及び国・県の関連計画との整合を図りつつ策定するものとします。

(3) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本町全域とします。

(4) 計画期間

本計画は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

ただし、社会・経済状況の変化が激しいなかで、廃棄物・リサイクルに関する法律、諸制度の整備など廃棄物対策をとりまく環境の変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2章 町の概況

1. 町の現況

(1) 位置と地勢



身延町は、山梨県の南部に位置し、中央を北から南に日本三大急流の一つである富士川が流れ、その支流として、早川、常葉川など大小の河川が流れ込んでいます。平坦部分は富士川沿いと支流の中流域から下流域及び合流付近に広がっており、富士川の東側を中部横断自動車道とJR身延線が、西側を国道52号が南北に走り、国道300号が東西に延びています。

また、富士川を挟んで東西それぞれに急峻な山岳地帯が連なっており、山間部の河川や道路沿いに集落が広く点在しています。

(2) 面積 (H30年度身延町地域防災計画、国勢調査より)

身延町の面積は、301.98k m²(旧下部町(*) : 130.34k m²、旧中富町 : 43.37k m²、旧身延町 : 131.12k m²)で、山梨県の面積の6.8%を占めています。

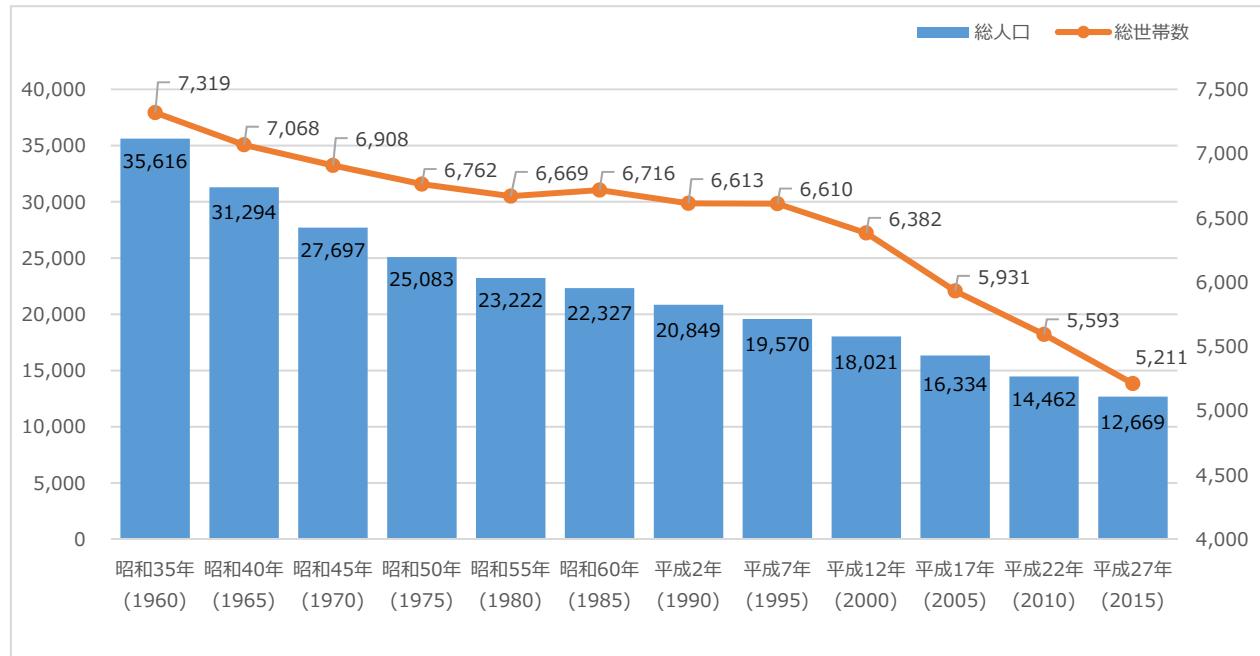
土地利用の状況をみると、宅地3.64k m²(1.2%)、農用地4.11k m²(1.3%)、森林等243.56k m²(79.9%)、その他50.67k m²(17.6%)となっており、宅地や農地の割合が低く、森林等の占める割合が高くなっています。

(*) : 旧下部町の130.34k m²には、本栖湖の湖沼面積2.85k m²を含みます。

(3) 人口と世帯数

平成27年度国勢調査における本町の人口は12,669人で、減少傾向にあります。

身延町の人口推移（出典：国勢調査）

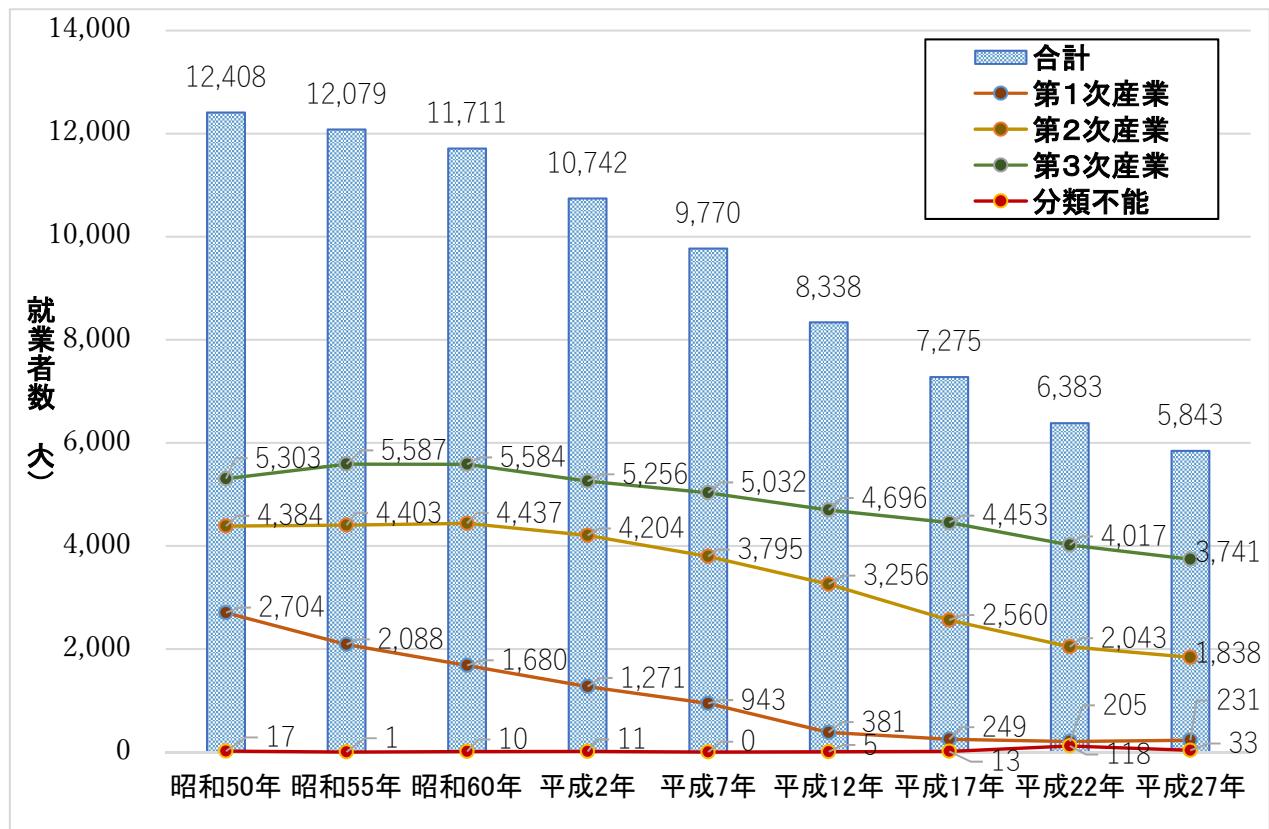


(4) 産業の動向

●就業別人口

本町の産業構造は、第1次産業が最も少なく、第3次産業が最も多くなっています。第1次産業が少ないのは、若者が減少していることが1つの要因と考えられます。

産業別就業者の推移（出典：国勢調査）



第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現況と課題

(1) ごみの分別区分

本町におけるごみの分別区分は下表のとおりです。

ごみの区分	対象物
可燃ごみ（もえるごみ）	生ごみ、資源にならない紙やプラスチック、紙おむつ（汚物を除く）落ち葉、衣類など資源ごみ以外の可燃ごみ
セトモノ・ガラス類	セトモノ、ガラス、蛍光灯、電球、汚れたビン、割れたビン など
金物類	スチール缶、アルミ缶、その他の金物
ビン類	無色、茶色、その他の色
ペットボトル	飲料用、酒、調味料用 など
その他プラスチック製容器 包装類	弁当や惣菜、カップ麺等の容器、ペットボトル以外のボトル類（洗剤容器・シャンプー・リンス容器類）、ペットボトルのキャップ、ラベル など
ミックス紙	古紙類以外の紙類
古紙類	新聞、雑誌、広告、ダンボール、紙パック (紙パックは中が白いものに限る)
乾電池	使用済みの乾電池
小型家電	家電リサイクル法対象品目を除いた家電製品 (デジタルカメラ、照明器具、ドライヤー等)
粗大ごみ	家具類、自転車、農機具類 など (リサイクルが義務付けられているものを除く)

(2) ごみの収集体制

ごみの分別区分	収集方式	収集頻度	排出容器
可燃ごみ（もえるごみ）	資源ごみ	週 2回	組合指定袋
金物類 アルミ缶、スチール缶 その他金物		月 1回	組合指定袋 (品目別に分ける)
ビン類 無色ビン、茶色ビン その他の色のビン		月 1回	組合指定袋 (品目別に分ける)
セトモノ・ガラス類		年 3回	組合指定袋
ペットボトル		月 1回	専用コンテナ またはネット
その他プラスチック 製容器包装		月 2回	ネット
ミックス紙 古紙類以外の紙類		月 2回	段ボール箱 または紙袋
古紙類 新聞紙、雑誌広告 段ボール、牛乳パック		月 1回	紐で縛る
使用済み乾電池	各集落の ごみ収集所	集落公民館等に設置 する回収箱へ持込み	適宜回収
小型家電	各地区の 指定場所	峠南衛生組合へ 直接持込み	随時受入 (平日のみ)
粗大ごみ		拠点回収（委託）	年 2回

上表にない品目については、メーカーや販売業者に回収を依頼するか、一般廃棄物処理業の許可業者に依頼するなど、適正に処理するものとします。

可燃ごみおよび資源ごみの収集運搬は、一般廃棄物収集運搬業の許可業者に委託し、安全で効率的な収集・運搬体制を確立します。収集回数については当面現行のとおりとし、地域の要望や社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

事業所から排出される一般廃棄物については、原則として排出者による峠南衛生組合への自己搬入または一般廃棄物処理業の許可業者に依頼して処理します。

○収集地区の範囲

可燃ごみおよび資源ごみの収集は、町内を7つの収集地区に分けてそれぞれ収集しています。収集地区的詳細は次のとおりです。

下部A地区

古関地区・久那土地区・長塩・北川・市之瀬

古関地区：古関・釜額・中ノ倉（上を除く）・瀬戸・根子・折八・大磯小磯
久那土地区：三沢・車田・切房木・道・水船・芝草・樋田・熊沢・上田原

下部B地区

下部地区（長塩・北川・市之瀬・一色の和平を除く）

清澤・大炊平・岩欠・常葉・上之平・波高島・下部・湯之奥・一色（和平除く）

下部C地区

杉山・和名場・柄代・丸畑・横手・久保・嶺・山家・中ノ倉上・本栖・和平

※中ノ倉上は灯・中屋敷

中富A地区

西嶋・手打沢・日向南沢・寺沢・切石・夜子沢・下田原・

八日市場・下伊沼・飯富・宮木・遅沢・中山・大塩

※八日市場は大子山、大塩は荻（日向日影）を除く

中富B地区

久成・荻・平須・堂平・樅・大子山・上伊沼・

古長谷・江尻窪・福原・梨子・矢細工

身延A地区

下山地区全域・門内地区全域・塩沢・波木井・豊岡地区（清子除く）

下山地区：栗倉・小原島・上沢・大庭・本町・竹下・大工町・
仲町・新町・荒町・山額・杉山

門内地区：清住町・東谷・西谷・上町・仲町・橘町・元町

豊岡地区：小田船原・相又・門野・大城・横根中・光子沢

身延B地区

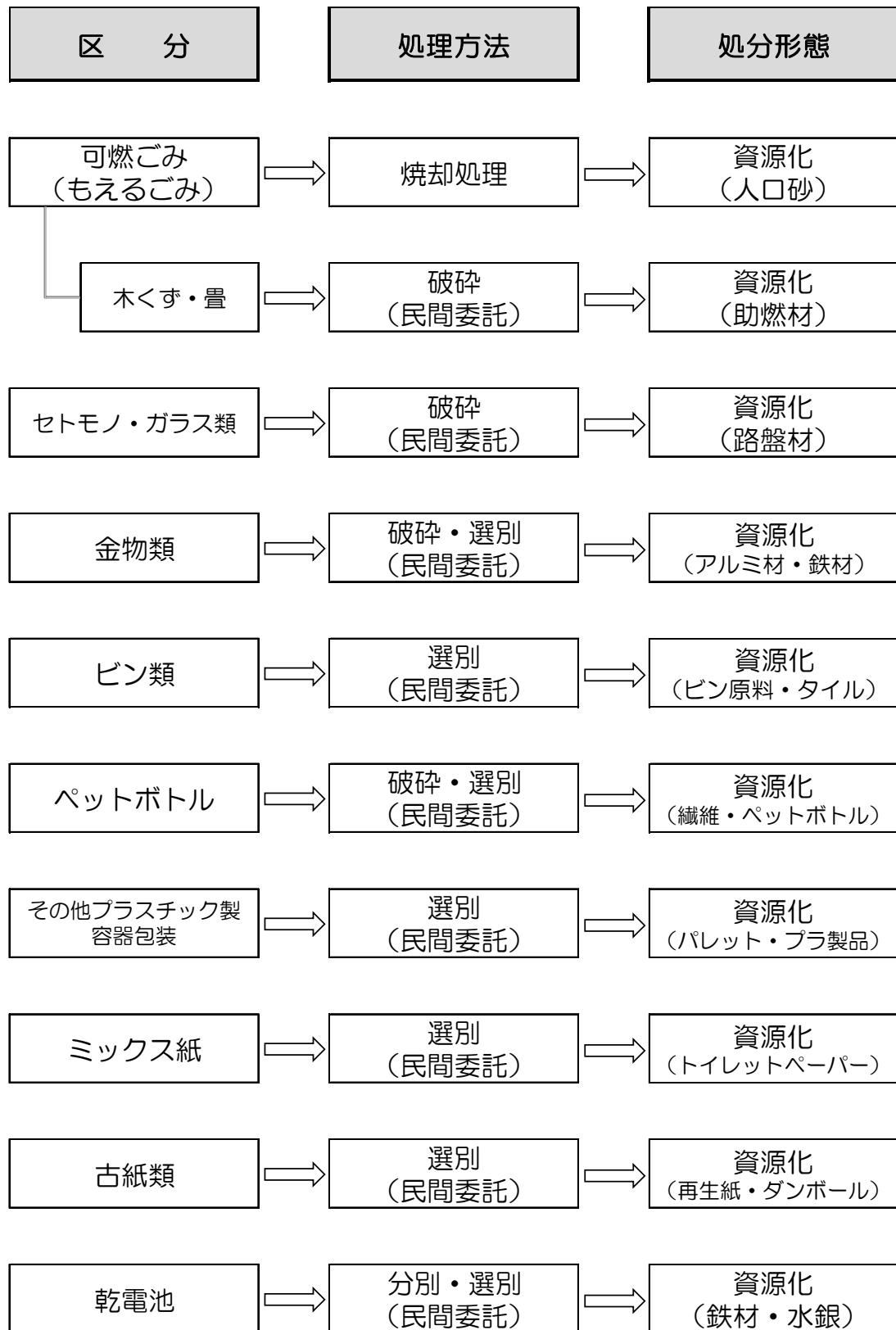
大河内地区全域・梅平・大野・清子

大河内地区：八木沢・帶金・塩之沢・丸滝・角打・和田・樋之上・大島

※大垈・椿草里・大崩は個別回収

(3) ごみ処理の体制

本町のごみは、身延町・早川町・市川三郷町（六郷地区）・南部町で構成する「峠南衛生組合」（以下、組合という）において、下図のとおりごみ処理を行っています。



○処理施設の概要

施設名称	峠南衛生組合 ごみ処理場	
所在地	南巨摩郡市川三郷町鴨狩津向 1387-1	
処理方法	機械化バッチ炉	
処理能力	30 t / 日	
処理設備	受入・供給設備	ピットアンドクレーン方式
	燃焼設備	ストーカ式
	燃焼ガス 冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	ろ過集塵器及び塩化水素除去装置
	通風設備	押込送風機、白煙防止設備、誘引送風機
	灰出し設備	ダスト固化装置
	排水処理設備	炉内噴霧

○直接搬入

町民及び収集運搬許可業者による持ち込みごみの搬入方法・時間・料金等は、峠南衛生組合規約に定められています。

(4) ごみ排出量の実績

本町における過去5年間のごみの排出量の推移は下表のとおりです。

(単位：トン／年)

対象年度		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
家庭系ごみ	処理対象人口 (人)	13,016	12,618	12,139	11,726	11,306
	可燃ごみ	2,571	2,516	2,478	2,552	2,511
	粗大ごみ	10	13	11	14	13
	資源ごみ	664	636	647	669	623
	金物類	45.7	41.6	43.6	56.8	58.4
	ビン類	89.5	80.4	91.0	88.4	80.8
	セトモノ・ガラス類	43.3	44.0	40.7	46.5	46.0
	古紙類	277.1	255.7	262.1	268.8	241.8
	ミックス紙	116.2	104.3	107.6	100.4	94.0
	その他プラスチック	65.1	62.5	62.1	60.6	59.4
	ペットボトル	23.3	22.1	21.6	22.9	21.4
合 計		3,245	3,165	3,136	3,235	3,147
事業系ごみ	可燃ごみ	1,006	1,007	1,025	1,117	1,125
	資源ごみ (生ごみ)	118	110	102	90	65
	合 計	1,124	1,117	1,127	1,207	1,190
総 計		4,369	4,282	4,263	4,442	4,337

1人1日あたりのごみ排出量（原単位）の推移

対象年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
処理対象人口 (人)	13,016	12,618	12,139	11,726	11,306
家庭系ごみ原単位 (g／人・日)	681.2	687.2	707.8	755.8	760.5
総排出量原単位 (g／人・日)	917.1	929.7	962.1	1,037.9	1,048.1

ごみ排出量における資源ごみの割合（リサイクル率）の推移

対象年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
リサイクル率	20.5%	20.1%	20.6%	20.7%	19.8%

※リサイクル率 = (資源ごみ収集量) ÷ (家庭系ごみ収集量の合計) × 100%

家庭系ごみおよび事業系ごみの排出量は過去5年間ほぼ横ばいを維持していますが、人口減少により1人1日あたりのごみ排出量は年々増加傾向にあります。

また、ごみの排出量における資源ごみの割合（リサイクル率）は、平成30年度までは20%以上を維持してきましたが、令和元年度に19%台まで減少しています。これは、ごみの原単位が増加傾向にあることが原因とみられます。

(5) ごみ処理の課題

●排出抑制・再資源化

ごみの排出抑制を進めていくためには、住民・事業者による自主的な取組が必要不可欠です。これを推進するために、住民一人ひとりがライフプランを見直し、廃棄物となるものを買わない・使用しないなどの発生抑制に力点をおいた取組を推進することが必要です。

事業系ごみについては、引き続き事業者の自己処理責任を原則とし、事業者の役割と社会責任を明確にし、事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化・分別排出について指導・啓発を行うことが必要です。

●収集・運搬

ごみの減量化に向けて、組合構成町と連携してより一層の分別収集の徹底を図る必要があります。また、可燃物の中にまだ資源ごみ等の古紙及びペットボトル等が混入しているケースも見受けられるので、より一層の資源化体制の推進に努めることが必要です。

●最終処分

資源ごみの分別収集に加えて、可燃ごみの焼却灰を組合において全量再生利用していることから、組合及び構成町において最終処分場を有していない状況であるため、不測の場合は埋立等を検討します。

●広域的なごみ処理の推進

平成30年3月に山梨県が策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」により、峡南衛生組合を含む3つのごみ処理施設の集約が決まり、令和13年までに新たなごみ処理施設での処理に移行する予定です。関係市町や各機関との連携を密にしていくことが必要です。

2. ごみ処理計画の基本方針

(1) 基本的な考え方

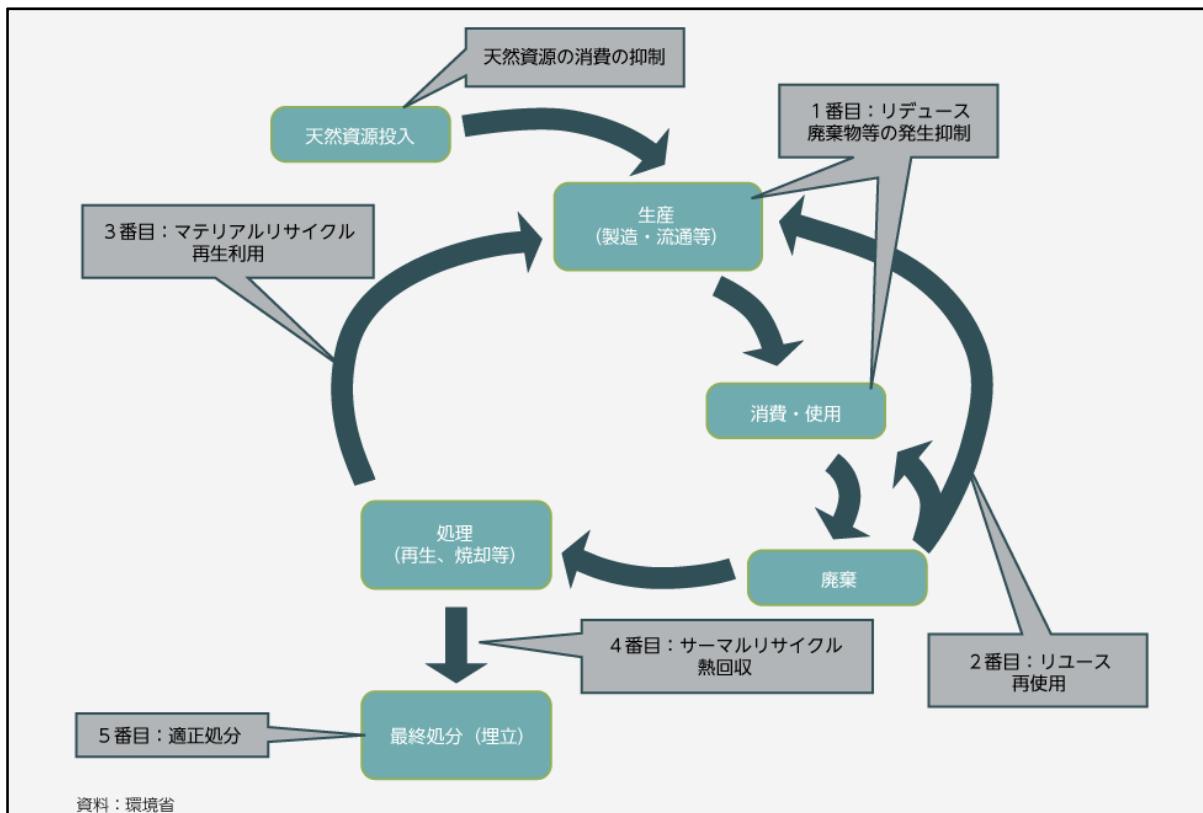
ごみ処理における基本的な考え方は、循環型社会の形成を推進することとされています。

循環型社会の形成とは

- ① 廃棄物の発生抑制（リデュース）
- ② まだ使えるものは、そのまま再利用する（リユース）
- ③ そのままでは使用できないものは原料に戻したり
分解、粉碎して再生して利用する（マテリアルリサイクル）
- ④ 焚却で発生した熱を回収して活用する（サーマルリサイクル）
- ⑤ 最終的に使い道のないものだけを適正に処分する

今後ごみ処理を進めていく際、上記①～③の項目を重点的に取り組むものとし、組合や構成町と連携を図りながら進めていきます。

循環型社会のすがた



出典：平成 22 年版環境・循環型社会・生物多様性白書

(2) 基本目標

持続可能な循環型社会の構築に向けて、次の3つの基本目標に沿った施策を推進します。

ごみ発生量の抑制

住民によるマイバック運動や、製造業者による包装の簡素化といった、ごみとなるものを買わない、作らないなどのごみ減量に対する意識を形成し、ごみの発生を抑制する社会づくりを推進します。

再利用・再生利用量の増加

資源ごみの分別排出をさらに促進し、家庭系ごみの総排出量に占める資源ごみの割合（リサイクル率）の向上を図ります。現在焼却処分している一般家庭排出ごみの堆肥化を促進します。

住民・事業者・行政の連携

町広報、パンフレット、ホームページ等により、ごみ減量化の取り組みやリサイクルについての啓発活動を進めます。

持続可能な循環社会の構築をめざし、環境学習会・リサイクル奨励制度等を通して地域住民や子どもたちの意識の高揚を図ります。また、ごみ排出マナーの向上を図ります。

3. ごみの発生量と処理量の見込み

(1) ごみ発生量の見込み

※令和元年は実績、令和2年度以降が将来予測

(単位：トン)

対象年度		R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
処理対象人口 (人)	11,306	11,409	11,101	10,802	10,510	10,226	
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,511	2,468	2,401	2,336	2,273	2,212
	粗大ごみ	13	13	12	12	12	11
	資源ごみ	623	601	585	569	553	539
	金物類	58.4	47.0	45.8	44.5	43.3	42.2
	ビン類	80.8	82.2	80.0	77.8	75.6	73.7
	セトモノ・ガラス	46.0	42.1	41.0	39.9	38.8	37.8
	古紙類	241.8	249.4	242.8	236.1	229.5	223.7
	ミックス紙	94.0	99.8	97.2	94.5	91.9	89.5
	その他プラ	59.4	59.2	57.6	56.0	54.4	53.1
	ペットボトル	21.4	21.3	20.7	20.1	19.6	19.1
合 計		3,147	3,082	2,998	2,917	2,838	2,762
事業系ごみ		1,125	1,110	1,110	1,096	1,082	1,068
総 計		4,337	4,192	4,108	4,013	3,920	3,830

対象年度		R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
処理対象人口 (人)	9,580	9,493	9,406	9,319	9,232	9,145	
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,152	2,132	2,112	2,093	2,073	2,054
	粗大ごみ	11	11	11	11	11	11
	資源ごみ	524	519	515	510	505	500
	金物類	41.0	40.6	40.3	39.9	39.5	39.1
	ビン類	71.6	71.0	70.4	69.7	69.0	68.4
	セトモノ・ガラス	36.7	36.4	36.1	35.7	35.4	35.0
	古紙類	217.5	215.4	213.7	211.7	209.6	207.5
	ミックス紙	87.0	86.2	85.5	84.7	83.9	83.0
	その他プラ	51.6	51.1	50.7	50.2	49.7	49.2
	ペットボトル	18.5	18.4	18.2	18.0	17.9	17.7
合 計		2,687	2,662	2,638	2,614	2,589	2,565
事業系ごみ		1,054	1,054	1,054	1,054	1,054	1,054
総 計		3,741	3,716	3,692	3,668	3,643	3,619

(2) ごみの減量目標

直近の令和元年度の数値を基準とし、令和12年度のそれぞれの項目において、次の表のとおりごみの減量目標を設定しました。

項目	基準年度	目標年度			
	令和元年	令和7年	増減	令和12年	増減
ごみ総排出量 (トン)	4,337	4,007	-7.6%	3,682	-15.1%
家庭系ごみ原単位 (g／人・日)	760.5	702.7	-7.6%	645.7	-15.1%
リサイクル率	19.80%	24.4%	4.6	28.9%	9.1

4. ごみの減量化の方策

廃棄物の排出を抑制し、循環的利用を促進するためには、住民、事業者、町が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

ごみの排出抑制のための取り組み例

(1) 住民の役割

- ① 買い物の際はマイバッグを持参し、レジ袋は利用しない。
- ② 過剰包装や使い捨ての商品は避け、不要となるものは買わない。
- ③ 資源ごみの分別の徹底に努める。
- ④ 食品の食べきりや使い切りなど、食品ロスの削減に努めるとともに、生ごみが発生した場合は水切りを励行する。生ごみ処理機等を活用して堆肥化する。

(2) 事業者の役割

- ① 製造業においては、原材料に再生品を利用することや、製造工程などの工夫により過剰包装を抑制し、消費実態に合わせた容器包装の簡易化や繰り返し使用できる商品の開発に努める。
- ② 食品廃棄物を排出する食品小売業においては、商品の売れ残りを減らす仕入れの工夫や、消費期限が近付いている商品の値引き販売等、食品廃棄物とならないよう販売方法の工夫を行う。
- ③ 外食産業においては、食べ残しの削減に積極的に取り組むものとする。

(3) 町の役割

- ① ごみの排出量の抑制や、排出に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、必要に応じてごみ処理手数料を見直す。
- ② ごみの減量化に関する社会意識を育むため、町広報紙やホームページなどを通じた啓発活動に取り組む。
- ③ 多量の一般廃棄物排出事業者に対しては、ごみの減量化計画の策定指導を行うなど計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講ずる。
- ④ 町自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行する。

5. 適正処理のための収集運搬及び処理計画

(1) ごみ処理の広域化

平成30年3月に山梨県が策定した「山梨県ごみ処理広域化計画」では、本町がごみ処理を委託している「峡南衛生組合」と「中巨摩地区広域事務組合」、「峡北広域行政事務組合」の3ごみ処理施設の集約が決まり、中央市浅利地区へ新処理施設の建設が決定、令和13年4月に新処理施設へ移行する予定です。

広域的な処理は廃棄物を集約することにより効率的な再生利用が見込めることがあわせ、ごみ焼却施設の集約化によるダイオキシン類発生の抑制を期待できること、小規模の処理施設を複数整備するよりも集約した施設整備の方が全体の建設費を節約できることなどの観点から、関係自治体、各機関との連携を密にしていくことが必要です。

(2) 収集運搬計画

収集運搬体制については現行どおりとし、一般家庭ごみの収集運搬委託および一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬体制を維持します。

一般廃棄物収集運搬許可については、現状の許可業者数で適正な収集運搬体制が確保できているため、当面は現状の許可業者数を維持することとします。

6. その他ごみ処理に関する必要事項

(1) 災害廃棄物対策

災害時における廃棄物処理に関する事項は、現状においては「身延町地域防災計画」に定めていますが、今後災害廃棄物処理計画を策定し、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行えるよう備えていくものとします。

(2) 不適正処理事案への対応

ごみ処理の有料化や家電リサイクル法の施行に伴い、排出困難となった廃棄物が不適正処理・不法投棄される事案が近年多発しています。現在、県や警察と協力し不法投棄パトロール等を実施していますが、今後も不法投棄が増加する可能性が高いため、引き続き不法投棄の監視・通報体制を続けるとともに、町民や事業者への啓発を行っていくことが必要です。

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の状況

家庭から排出される生活排水は、公共下水道や合併処理浄化槽などの普及によって、着実に処理人口が増加してきています。

令和元年度末時点の生活排水クリーン処理率（生活排水を下水道や合併処理浄化槽などの処理施設によって処理している人口の割合）は、81.3%と、県平均の83.8%を下回っているため、処理率の一層の向上が必要です。

排水処理形態別人口（生活排水処理施設整備の実施状況より）

区分	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	元年度末
計画処理区域内人口	13,026	12,625	12,156	11,737	11,306
水洗化・生活雑排水処理人口	9,749	9,766	9,712	9,473	9,243
公共下水道	6,231	6,212	6,151	5,872	5,674
農業集落排水施設	76	79	76	72	70
小規模集合排水施設	27	27	26	25	25
合併処理浄化槽	3,415	3,448	3,459	3,504	3,474
生活排水クリーン処理率 (山梨県処理率)	74.8%	77.4%	79.9%	80.7%	81.8%
	80.7%	81.3%	82.2%	83.2%	83.8%

(2) 生活排水の処理体系と処理主体

処理すべき生活排水は、トイレのし尿及び台所や風呂などの排水です。公共下水道及び農業集落排水、合併処理浄化槽は、施設内で浄化したあと河川等に放流されていますが、単独浄化槽ではし尿のみの処理であるため、生活排水はそのまま河川等に放流されることになり、環境負荷が大きい状況です。

身延町では、集落が町内各所に分散されており、広域的な排水処理が難しいため、処理主体を次の表のように分けています。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿+生活排水	身延町 身延浄化センター 角打・丸滝浄化センター 中富浄化センター 下部浄化センター 帶金・塩之沢浄化センター
農業集落排水施設	し尿+生活排水	身延町（上之平）
小規模集合排水施設	し尿+生活排水	身延町（北川）
合併処理浄化槽層	し尿+生活排水	個人、事業所、身延町（戸別浄化槽）
単独浄化槽	し尿	個人、事業所

①公共下水道

本町の公共下水道事業は角打・丸滻処理区、身延町処理区、帶金・塩之沢処理区、中富処理区、下部処理区で実施されています。

公共下水道の概要

事業名	公共下水道事業	
供用開始	平成 8 年度	平成 21 年度
排除方式	分流式	
処理方法	オキシデーション デッチ法	土壤被覆型礫 間接触酸化法
区分	角打・丸滻処理区	身延処理区
計画面積 (ha)	33.0	129.0
計画処理人口 (人)	1,170	50,200
全体計画汚水量 (m ³ /日)	900	2,700 (1,800)
放流水質	BOD : 15mg/l 以下 SS : 30mg/l 以下	BOD : 15mg/l 以下 SS : 30mg/l 以下

特定環境公共下水道の概要

事業名	特定環境公共下水道事業		
供用開始	平成 4 年度	平成 14 年度	平成 22 年度
排除方式	分流式		
処理方法	オキシデーション デッチ法	オキシデーション デッチ法	土壤被覆型礫 間接触酸化法
区分	帶金・塩之沢処理区	中富処理区	下部処理区
計画面積 (ha)	8.6	131.0	24.7
計画処理人口 (人)	1,021	4,100	3,030
全体計画汚水量 (m ³ /日)	314	2,400	800
放流水質	BOD : 15mg/l 以下 SS : 30mg/l 以下	BOD : 15mg/l 以下 SS : 30mg/l 以下	BOD : 15mg/l 以下 SS : 30mg/l 以下

②農業集落排水

本町では1か所で農業集落排水による生活排水処理が行われています。

農業集落排水の概要

事業名	農業集落排水事業
供用開始	平成9年度
排除方式	分流式
処理方法	土壤被覆型礫 間接触酸化法
区分	上之平処理区
計画面積 (ha)	6.8
計画処理人口 (人)	180
全体計画汚水量 (m ³ /日)	59.4
放流水質	BOD : 20mg/l以下 SS : 30mg/l以下

③小規模排水

本町では1か所で小規模排水による生活排水処理が行われています。

小規模排水の概要

事業名	小規模排水事業
供用開始	平成12年度
排除方式	分流式
処理方法	土壤被覆型礫 間接触酸化法
区分	北川処理区
計画面積 (ha)	1.5
計画処理人口 (人)	70
全体計画汚水量 (m ³ /日)	18.9
放流水質	BOD : 20mg/l以下 SS : 30mg/l以下

2. し尿処理の現状

(1) し尿処理の収集・運搬の状況

●し尿及び浄化槽汚泥の収集実績

本町のし尿及び浄化槽汚泥の処理施設への搬入量は、次のとおりです。

	平均搬入量 (kℓ／年)			一日平均搬入量 (kℓ／日)
	汲取りし尿	浄化槽汚泥	合計	
平成 27 年度	1,020.6	3,740.4	4,761.0	13.0
平成 28 年度	1,004.4	3,648.6	4,653.0	12.7
平成 29 年度	903.6	3,741.3	4,644.9	12.7
平成 30 年度	774.0	3,745.8	4,519.8	12.4
令和元年度	649.8	3,639.6	4,289.4	11.8

(2) し尿の収集・運搬体制

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬業務については、許可業者が浄化槽清掃業と合わせて行っています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、峠南衛生組合のし尿処理施設で処理しています。

収集運搬処理体制

種類	処理区分	収集運搬	処理
汲取りし尿	し尿処理	許可業者	峠南衛生組合 し尿処理施設
浄化槽汚泥	汚泥処理	許可業者	
農業集落排水処理汚泥	汚泥処理	許可業者	
小規模排水処理汚泥	汚泥処理	許可業者	

(3) し尿処理施設の概要

項目	施 設 概 要
名 称	峡南衛生組合 し尿処理施設
所 在 地	南巨摩郡身延町下田原 2548 番地
構 成 町	身延町・早川町・市川三郷町（六郷地区）
計画処理能力	40 k ℓ/日 〔 し尿 10 k ℓ/日、浄化槽汚泥 18 k ℓ/日、 下水汚泥 12 k ℓ/日 〕
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方法+高度処理設備
放 流 先	富士川
放流水質	P H (水素イオン濃度) 5.8~8.6 B O D (生物化学的酸素要求量) 10m g /ℓ以下 S S (浮遊物質量) 10m g /ℓ以下 色度 30 度以下 大腸菌群数 1,000 個/ c m3 以下

3. 生活排水処理推進計画

本町でのトイレの水洗化や生活排水処理の現状は、県の平均を下回り、生活排水による河川等の水質汚濁が解消されたとはいえない状況にあるため、より一層処理率の向上に向けた取り組みが必要です。

(1) 基本目標

●施設整備（下水道、合併処理浄化槽）の推進

下水道供用開始区域内の生活排水は、下水道による適正処理を推進とともに、施設の適正な維持管理に努め、水環境・水循環等に関する広報・啓発活動等を通じ、積極的に接続促進を図ります。一方、下水道計画区域外においては、生活雑排水による公共用水域汚濁を防止するため、家庭用浄化槽設置者に対して町が補助を行い、住宅の新築、改築に合わせて合併処理浄化槽の設置推進を図ります。

●施設の管理

適正な維持管理に注力します。具体的には、施設の整備・点検等により、安定的かつ適切な処理を行っていくとともに、経済性も視野に入れた運転・管理方法を検討していきます。また浄化槽設置者に対しては、適正な維持管理等の相談・指導を進めていくこととします。

●啓発活動の充実

下水道供用開始区域内については、下水道への接続を推進し、接続率の向上を図ります。また、生活雑排水による水質汚濁を抑制するため、家庭や事業所等における適正排出を指導、啓発するとともに、生活排水処理への意識高揚を促すものとします。

(2) 数値目標

ここでは、基本理念・基本方針を達成するための行動の目安である具体的な数値目標を設けます。令和元年度における本町の生活排水処理率は 81.3% です。本町では、今後とも公共下水道の整備拡充及び合併処理浄化槽の普及を促進することにより、計画目標年度である令和12年度には生活排水処理率（人口に占める下水道接続人口、合併処理浄化槽人口の割合）を 93.5% に上昇させることを目指します。

○計画処理量及び計画処理人口

基本方針に基づき、計画目標年次までに本町における生活排水処理率の目標を次のとおりとします。

令和元年度は、実績値になり、令和2年度から令和12年度まで予測値になります。

生活排水処理人口につきましては、身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（改訂版）の人口データをもとに推計を行っています。

●生活排水処理の目標

(単位：人)

対象年度	実績		将来予測			
	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
行政人口	11,306	11,409	11,101	10,802	10,510	10,226
生活排水処理人口	9,238	9,185	9,124	9,052	8,973	8,902
公共下水道	5,674	5,593	5,502	5,413	5,323	5,237
角打・丸滝処理区	592	579	566	553	540	527
身延処理区	1,862	1,832	1,802	1,772	1,742	1,712
帶金・塩之沢処理区	370	360	350	341	332	325
下部処理区	300	292	284	277	269	263
中富処理区	2,550	2,530	2,500	2,470	2,440	2,410
農業集落排水（上之平）	67	65	64	62	60	59
小規模集合（北川）	23	23	23	22	22	21
合併処理浄化槽	3,474	3,504	3,535	3,555	3,568	3,585
市町村設置型	233	231	229	222	216	211
個人設置型	3,241	3,273	3,306	3,333	3,352	3,374

対象年度	将来予測					
	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
行政人口	9,580	9,493	9,406	9,319	9,232	9,145
生活排水処理人口	8,824	8,767	8,713	8,656	8,601	8,554
公共下水道	5,151	5,076	5,001	4,926	4,851	4,786
角打・丸滝処理区	514	504	494	484	474	464
身延処理区	1,682	1,662	1,642	1,622	1,602	1,582
帶金・塩之沢処理区	318	311	304	297	290	283
下部処理区	257	249	241	233	225	217
中富処理区	2,380	2,350	2,320	2,290	2,260	2,240
農業集落排水（上之平）	59	58	58	57	57	56
小規模集合（北川）	21	20	20	19	19	18
合併処理浄化槽	3,593	3,613	3,634	3,654	3,674	3,694
市町村設置型	197	195	194	192	190	188
個人設置型	3,396	3,418	3,440	3,462	3,484	3,506

4. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

以下の表のとおり、し尿及び浄化槽汚泥は減少していくと予想されます。

今後のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・業務については、現状本町が許可している収集業者で十分対応できると考えられることから、原則として現在の体制を維持していくものとします。ただし、町民の利便性向上のため営業許可範囲等について検討が必要です。

また、本町のし尿及び浄化槽汚泥は、引き続き峠南衛生組合のし尿処理施設で処理するものとします。

本町の将来のし尿及び汚泥の処理量を予測すると、次表のとおりとなります。

	平均搬入量 (kℓ／年)			一日平均搬入量 (kℓ／日)
	汲取りし尿	浄化槽汚泥	合計	
平成 27 年度	1,021	3,740	4,761	13.04
令和 2 年度	609	3,579	4,188	11.47
令和 7 年度	439	3,292	3,730	10.22
令和 12 年度	316	3,027	3,343	9.16

5. その他の取り組み

生活排水処理対策の必要性や浄化槽管理の重要性等について住民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施します。特に、各家庭の台所でできる対策（生ごみや廃油などを排水溝に流さない、食器洗いの前に油汚れを拭き取るなど）について、広報等によって啓発を行います。また、下水道への接続促進を図るとともに、個人や事業所が設置している浄化槽については、定期的な保守点検・清掃及び法定検査を実施していただけるよう、広報等を通じて周知を行います。

第二次身延町一般廃棄物処理基本計画

発 行 令和3（2021）年3月

身延町

〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350番地

TEL：0556-42-2111

FAX：0556-42-2127

URL: <https://www.town.minobu.lg.jp/>

編 集 身延町役場環境上下水道課

〒409-3423 山梨県南巨摩郡身延町飯富2241-75番地

TEL：0556-42-4811

FAX：0556-42-4815